

綾川斎苑「やすらぎの丘」

指定管理者募集要項

令和5年9月

綾川町

綾川斎苑「やすらぎの丘」指定管理者 募集要項

1 指定管理者募集の目的

綾川斎苑「やすらぎの丘」は、周辺環境の調和と環境汚染防止を図り、地域住民のニーズに対応した「人生の終焉の場としてふさわしい近代的な火葬場」として本地域における火葬業務が支障なく行われることを目的として設置されている。

綾川町では、火葬業務を効果的かつ効率的に行うことにより住民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、綾川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年綾川町条例第59号）、綾川町斎苑条例（平成18年綾川町条例第110号）の規定に基づき、火葬場の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

2 対象施設の概要

(1) 綾川斎苑「やすらぎの丘」の概要

① 所在地 綾川町山田下952番地2

② 施設概要

・ 竣工年月日 平成22年2月10日

・ 敷地面積 3,601 m²

・ 内 容

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造り）2階建 延床面積 1106.33 m²

火葬棟 火葬炉設備 3基

エントランスホール、炉前ホール、収骨室

倉庫、炉室、監視室、非常用発電機室

燃料ポンプ室、残灰処理室、機械室

待合棟 待合ホール、待合室2室、トイレ、事務室

駐車場 16台（内マイクロバス2台）

車庫 鉄骨造平屋建 39.68 m²

霊柩車車庫・祭壇置場 鉄骨造平屋建 70.85 m²

霊柩車 普通・特殊 1台 2人乗 日産フーガー

取得日：平成22年2月1日

(2) 火葬件数 令和2年度 394件、令和3年度 460件、令和4年度 465件

(3) 開場時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、開場を変更することができる。

(4) 火葬開始時刻及び火葬所要時間

① 火葬開始時刻（火葬炉の使用開始時刻）

午前11時から午後3時までで、一時間おきに行い計5件とする。（詳細仕様書参照）

通常、1日5件の火葬を行う。ただし、町長が、特別の理由があると認めるときは、火葬数及び火葬時刻を変更することができる。

② 火葬所要時間（火葬炉の使用時間）

1基あたり約80分～90分（冷却時間含む）

(5) 休場日

1月1日及び町長が指定する日

3 業務の範囲

- (1) 火葬許可証の受理及び火葬証明書発行に関する事。
- (2) 火葬業務に関する事。(産褥汚物等の焼却を含む。)
- (3) 遺体の一時保管に関する事。
- (4) 霊柩車の運転と管理に関する事。
- (5) 祭壇の貸出、受理及び管理に関する事。
- (6) 施設、設備、物品の維持管理及び修繕に関する事。
- (7) 管理業務に必要な物品の調達連絡に関する事。
- (8) 委託業務の執行に伴う契約及び支払に関する事。
- (9) 清掃業務に関する事。
- (10) 火葬状況等各種報告に関する事。
- (11) その他町長が必要と認める業務。

4 管理の基準

指定管理者は、利用者のサービスの向上を図るとともに、施設の効用を最大限発揮させるため、次の基準に従い綾川斎苑「やすらぎの丘」の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施すること。

- (1) 関係法令の遵守
業務の遂行にあたっては、墓地、埋葬等に関する法律、地方自治法及び同法施行令、綾川町斎苑条例等、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 個人情報の適正管理
個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務を通じて知り得た個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (3) 業務委託の制限
指定管理者は、指定管理業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

5 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。(5年間)
(事業年度は、毎年4月1日から翌3月31日まで)

6 管理に要する経費

- (1) 指定管理者には、年間指定管理料として、下記の金額を上限として提出された収支予算書の提案額に基づき、綾川町と指定管理者との間で締結する協定書で定めた額を執行するものとします。また、指定管理料は分割支払とし、支払の時期や分割方法についても協定書で定めます。
- (2) 綾川町または指定管理者は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により、協定書で定めた指定管理料が不相当と認めるに至った場合は、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとします。
- (3) 指定管理業務に係る経費は、団体自体の既存口座とは別の口座(本指定管理業務専用口座)で管理するものとします。
- (4) 募集の際の管理費用の上限額は各経費の積み上げにより、**年間 28,308千円(税抜額)の範囲内の額**としてください。なお、消費税及び地方消費税の額は、10%で積算して下さい。
- (5) 指定管理料に含まれるもの
 - ① 人件費(給料、賞与、職員手当、社会保険費等)
 - ② 需用費(消耗品費、光熱水費(電気代・水道代)、修繕料等)
*霊柩車のガソリン代、オイル代、火葬炉で使用する灯油代は町負担となります。

- ③ 役務費（電話料、浄化槽検査手数料、施設賠償責任保険料等）
- ④ 委託料（火葬炉運営管理業務委託料、残骨処理委託料等）
- ⑤ 使用料及び賃借料（電子複写機借上料、自動体外式除細動AED賃貸契約等）
- ⑥ 備品購入費
- ⑦ その他（租税公課等）

【参考】 (円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気代(税込)	3,405,425	3,245,991	3,748,747
修繕料(税込)	0	0	85,470

7 指定管理者の選定方式

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式とする。書類審査による第1次審査、プレゼンテーション等の面接審査を含めた第2次審査により、指定管理者候補を選定する。

8 指定管理者の応募

(1) 申請者の資格

申請者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たし、綾川斎苑「やすらぎの丘」の管理運営業務を安全円滑に遂行できる法人又はその他団体（個人は不可）とする。

- ① 連続する3年以上の火葬業務の実績があり、四国内に営業拠点があること。
- ② 法律行為を行う能力を有する者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 綾川町建設工事指名停止措置要領（平成18年3月21日告示第111号）による指名停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 法人等又はその代表者が国、県及び市町村の税について滞納がないこと。
- ⑦ 綾川町が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱（平成23年3月22日告示第8号）第3条各号のいずれにも該当しないものであること。

9 申請手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項等の配布を下記のとおり実施する。

- ① 配布期間 令和5年8月31日（木）から令和5年9月15日（金）まで
- ② 配布場所 綾川町役場 住民生活課（午前8時30分から午後5時まで（ただし土日及び祝日を除く。)) または綾川町ホームページ

(2) 現地説明会

現地説明会を下記のとおり実施する。申請を希望する者は必須とし、3名以内で参加をすること。

- ① 日時 令和5年9月21日（木）
- ② 場所 綾川斎苑「やすらぎの丘」
綾川町山田下952番地2
- ③ 申込 電子メールまたはFAXにより、下記の「18問合せ先・提出先」宛てに現地説明会申込書（様式1号）を令和5年9月15日（金）午後5時までに提

出すこと。また、未着を防止するため、事後の着信確認を行うこと。後日、電子メールにて当日スケジュールを通知する。

(3) 質 疑

募集要項の内容等に関して質問がある場合は、下記の要領にて提出すること。

電話・口頭等による質問は受け付けない。

- ① 受付期間 令和5年9月25日（月）から令和5年9月29日（金）午後5時まで
- ② 提出方法 電子メールまたはFAXにより、下記の「18 問合せ先・提出先」宛てに提出すること。また、未着を防止するため、事後の着信確認を行うこと。
- ③ 回答方法 電子メールにて回答する。
- ④ 回答期限 令和5年10月6日（金）午後5時まで

(4) 申請書類の受付

- ① 受付期限 令和5年10月10日（火）から令和5年10月13日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く。）
- ② 提出場所 綾川町役場 住民生活課
- ③ 提出方法 持参または郵送（10月13日（金）（必着））。
- ④ 提出部数 10部（正本1部 副本9部）

(5) その他

- ① 申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、町が指定管理者決定の公表上必要な場合、その他町が必要と認めるときは、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ② 提出された申請書類の変更は認めない。
- ③ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 指定管理者に関する情報については、町に対し情報公開の請求があった場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合がある。
- ⑤ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とする。
- ⑥ 町が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的での使用を禁止する。
- ⑦ 申請書を提出した後に申請を辞退する場合は、辞退届（*任意様式）を提出すること。
- ⑧ 申請書類は全てA4サイズの縦型とする。やむを得ない場合は、横型も可とするがサイズの変更は認めない。
- ⑨ 提出にかかる書類の綴りは指定しないが、飛散しないよう適切な様式で綴ること。

10 申請書類

- (1) 綾川町指定管理者指定申請書（様式2号）
- (2) 綾川町指定管理者指定申請書に係る誓約書（様式3号）
- (3) 事業計画書（様式4-1号）
- (4) 収支予算書（様式4-2号）
- (5) 事業者概要書（様式5号）
設立趣旨、組織、役員名簿、事業内容等団体、役員名簿（別添で記載のこと）の概要がわかるもの。
- (6) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (7) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに類する書類
- (8) 納税証明書（国・県・市町村税について未納がないことの証明）
- (9) 印鑑証明書
- (10) 火葬業務の実績がわかる書類
名称・所在地・形態（委託・指定管理など）・業務内容・期間等
- (11) その他綾川町が必要と認める書類

11 選定までの手順

(1) 審査の方法

書類審査の後、綾川町指定管理者選定審議会においてプレゼンテーション等の面接審査を含めた審査を行い、その審査結果を踏まえ、町長が指定管理者の候補者を選定する。

候補者の選定結果は、審査を受けた団体に文書により通知する。

(2) 審査の日程

プレゼンテーション等の審査については、令和5年11月15日（水）を予定している。

詳細については、後日連絡する。

(3) 選定基準

① 事業計画書の内容による運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

② 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

③ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

④ そのほか、綾川町が施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。

(4) 指定管理者の決定方法

指定管理者は、令和5年12月町議会の議決を経て、町長が指定する。

12 協定に関する事項

(1) 協定内容

指定管理者と締結する主要な協定内容は、下記事項を予定している。

① 指定の期間に関する事項

② 事業計画に関する事項

③ 町が支払うべき管理費用に関する事項

④ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

⑤ 個人情報保護に関する事項

⑥ 管理業務の報告に関する事項

⑦ その他綾川町が必要と認める事項等

(2) 管理業務の水準が低下した場合の措置

事業の評価結果等により指定管理者の管理業務の水準が低下したと認められる場合は必要な指示を行い、指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消す。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、町と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

なお、一定期間を経ても定まらないときは、綾川町が定めるものとする。

13 町と指定管理者の責任分担

町と指定管理者の責任分担は別表のとおりです。

14 指定管理者の指定の取り消し等

指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに綾川町に報告することとします。事業の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

(1) 指定管理者に不法行為等があった場合の措置

次の場合、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行うことができます。この場合において、指定管理者が一定期間内に改善することができなかつた場合には、町は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ① 協定書に違反したと認められるとき。
 - ② 町の指示に従わないと認められるとき。
 - ③ 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。
 - ④ 個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置
指定管理者が次の事項に該当するときは、町は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消すことができます。
- ① 団体が解散したとき。
 - ② 財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。
 - ③ その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 損害賠償
上記 (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となり、町に損害が発生したときは、町はその損害の賠償を請求することができます。
- (4) その他
- ① 災害その他の不可抗力等、町並びに指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、町と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。なお、業務の継続が不能となった場合は、双方協議の上、業務の継続を解除できるものとします。
 - ② 自己の都合により指定管理者から指定の取り消しを求める場合には、1 年以上の猶予を持って申し出るものとします。

15 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき(継続して指定管理者に指定されたときを除く。)、又は指定が取り消されたときは、速やかに、原状回復して町に施設、設備等を引き渡すとともに、町又は新たな指定管理者と十分事務引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について、町の承認を得たときは、この限りではありません。

16 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が指定期間中に町から支払われた費用により購入した物品については、町に帰属します。
- (2) 物品の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこととします。
- (3) 指定管理者は、町に帰属する物品で処分等を行う必要がある場合は、町と事前に協議し、処分等を行った場合は、その都度、町に報告することとします。

17 申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者募集に対する申請にあたっては、募集要項等をご確認の上で申請して下さい。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

18 問合せ先・提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場 住民生活課 (綾川町役場庁舎 1 階)
TEL : 087-876-1114 FAX : 087-876-3120
E メール : kankyo@town.ayagawa.lg.jp

別表（町と指定管理者の責任分担）

項目	内容	綾川町	指定管理者
申請	申請に係る費用		○
3に掲げる業務	災害時における初期対応を除く		○
条例等の改正	使用料、減免、使用時間変更等	○	
政治	町議会により指定管理者指定議案が否決された場合のリスク		○
物価変動等	物価変動等による維持管理経費の増額	両者の協議による	
運営コスト	指定管理者側の要因による運営コストの増大		○
利用者対応	指定管理者のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルに対する対応		○
住民対応	指定管理者が行う業務に関する苦情への対応		○
資格等取得	管理運営に必要とされる資格等の取得		○
災害時における初期対応	待機、防災対策準備、連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	本格復旧	○	
環境	業務に起因する有害物質の排出漏洩、臭気等に関する対応		○
大規模改修、修繕等	大規模な改修、修繕等の工事	○	
	見積額 50 万円未満の修繕		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模なもので相手が特定できないものの施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手が特定できないものの施設・設備・物品等の損傷	○	
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、やむを得ず、施設の維持、サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増額	○	
天災等の不可抗力	天災時（暴風雨、洪水、地震、火災その他の自然的事象）により、指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	町の責に帰すべき理由により生じた損害	○	